第１回菊池市子ども子育て会議

（会議録）

平成２６年７月１６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　菊池市社会福祉協議会2Ｆ会議室

開会あいさつ

委嘱状交付

市長あいさつ　退席

委員自己紹介

会長・副会長選出

事務局案において、会長　福田委員、副会長　横田委員を選出

会長あいさつ

副会長あいさつ

【議事】

会長

それでは、議事を進行いたします。本日の議題は５つありますが、最初の「（１）子ども・子育て支援制度について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局

「１　子ども・子育て支援新制度」について、事務局より説明

会長

それでは、質疑をお願いいたします。

吉田委員

この菊池市子ども・子育て会議の設置要綱を配布して頂けないでしょうか。

事務局

わかりました。準備いたします。

会長

それでは、会議中の配布をお願い致します。次に「２　菊池市の教育・保育、子育て支援事業の現状について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局

「２　菊池市の教育・保育、子育て支援事業の現状」について、事務局より説明

会長

本件について何か質問はありますか。

吉田委員

保育園の定員に対して利用率が108.3％ということですが、ここ数年は同じように推移しているのでしょうか。また、どのくらいの利用率が望ましいのでしょうか。

事務局

ここ数年は4月時点が110％くらいで始まり、3月末には120％くらいになります。年、園によっては、125％くらいまでいったりすることもあります。

保育所の入所率については、園児１人当たりの必要な面積や、何歳児については保育士が何人以上といった、国が定める基準がありますが、その基準を満たせるのであれば、定員を超えて入所させてもいいということが国の指針になっています。

菊池市では、待機児童が発生する恐れのある地域については、その基準を満たすことのできる保育所を対象に、毎年1～2園ずつ定員の引き上げをお願いしています。また、本市の子どもの出生数はここ10年くらい年間430人程度で推移していますが、保育所、幼稚園に預けたい親の数は増加しており、約9割が入所・入園しています。合併当初の定員は1,640名でしたが、25、26年度に40名ずつ増員しています。保育園の場合、入所率は120％程度が当たり前の状態であり、今年度も待機児童は発生しない見込みです。

吉田委員

放課後児童クラブについてですが、13クラブとありますが、戸崎児童育成クラブとひまわりっこクラブについては、定員10名以下で市の補助は受けていないと思います。

事務局

言われた通り、補助対象は11か所で、2か所が補助金なしとなっています。

会長

次に、「３　子ども・子育て支援法に基づく基準条例等の制定」について説明をお願いします。

事務局

事務局より説明

会長

何かご質問等ありませんか。

横田委員

給食施設については参酌する基準でしょうか。

事務局

給食の基準については後ほど説明いたしますが、保育所、幼稚園、認定こども園の面積基準、給食の基準につきましては熊本県が基準を制定することになります。県の子ども・子育て会議の中で議論し、条例化されます。

事務局

国が事業者向けに出している資料では幼保連携型の認定こども園においては食事の提供を行うのが普通です。1号認定に当たる幼稚園については施設の任意という形になりますが、原則としては自園調理となります。

会長

次の説明をお願いします。

事務局

「３－（１）　小学校就学前の子どもに係る保育必要量の認定基準」について、事務局より説明

会長

今のところで質問等はありますか。

吉田委員

国基準の保育短時間については月に48～64時間となりますが、菊池市が下限を64時間に定めた理由は何ですか。

事務局

国基準では1ヶ月の就労時間の下限は48～64時間の間で市町村が任意で決める事となりますが、平成25年度現在、菊池市では1ヶ月64時間以上の労働を保育所の入所条件とし設定していますので、そのまま来年度以降も64時間以上で実施しようと考えています。

会長

次の説明をお願いします。

事務局

「３－（２）　認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」について説明

吉田委員

泗水の公立幼稚園の民営化については、時期は決まっているのでしょうか。

事務局

何年後かということについてはまだ決まっていません。補足となりますが、泗水幼稚園については公立の幼稚園となりますが、今回のこの条例は私立幼稚園に対しての条例となりますので、公立幼稚園に対しては適用されません。ただ同じような基準を守ってはいるところです。

会長

確認になりますが、認定こども園や保育所の利用希望者は、各自、その施設に行って申し込む形になるのですか。

事務局

保育所は現行通りとなります。現在の流れとして、初めて保育所を利用される方は、まず保育所を見学した後、市役所で申し込みをしています。市は保育所に受け入れ可否を確認した後、保護者に入園通知を出します。今後は、この過程の中に何号認定という作業が入ります。

幼稚園の入園手続きについては、市役所ではなく園に直接申し込みを行う方が多い現状です。今後は原則として市役所で申し込みをすることになります。しかしながら、従来、幼稚園に直接申し込みをしてきたという認識が保護者にありますので、来年度以降も引き続き、園で申し込み書類を書いてもらうことが可能です。園は申込用紙が溜まった段階で市役所に持ってきてもらい、市が書類を確認し、幼稚園に受け入れ可否を確認した後、保護者に入園通知を出します。

横田委員

幼稚園に関しては、今までは入園の決定権は園長にありましたが、今後は市長が決定権を持つことになりますので、保育所と同じように、市役所に行ってもらうことになりますか。

事務局

入園許可は市長が行うこととなりますが、これまで通り受付だけは幼稚園でしてもらうことが可能です。申し込み人数が定員を超えた場合、園長と協議はしますが、この条例の通りでいくと、先着順や抽選で判断をします。

横田委員

すでに熊本県全体の幼稚園では来年度の準備をしており、9月1日から園児の募集を始め、11月1日くらいには決定します。今年度内は幼稚園の園長に入園の決定権がありますが、今後、そのあたりが煩雑になるのでしょうか。

事務局

私学助成のまま幼稚園として残る場合は、それでいいのですが、新制度でいう幼稚園、もしくは認定こども園に移行されるときは、市内の2幼稚園とはしっかり協議していかなくてはならないと思います。

松本委員

在園中の園児はどうなるのでしょうか。

事務局

在園児にも、継続申し込みという形で認定を行っていくこととなります。保育所の入園は年度ごとにしか決定を出せないため、来年の4月はまた申し込みし直しということになるため、その時に、書類上となりますが2号と3号に認定します。

村上委員

例年、10、11月くらいに一斉に申し込みをされていますが、今後はどうなるのでしょうか。

事務局

来年度の申し込みは、今年の10月くらいに広報紙に掲載し、11月くらいから募集開始を行います。在園児については園で書いてもらい、新規に申し込まれる方は市役所の窓口となります。

会長

次の説明をお願いします。

事務局

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」について説明

会長

ただ今の条例の説明について質問等なければ、引き続き、説明をお願いします。

事務局

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について説明

会長

今までの所で質問等ありませんか。

吉田委員

保育所や認定こども園については国の基準をそのまま市の基準にするということに関しては問題ないと思いますが、放課後児童クラブについては、これまで3年生までが対象であったのが6年生まで拡大されます。私どもの放課後児童クラブは現在51名在籍しており、4年生以上が16名と約3分の1を占めています。これまでは優先的に低学年を入れるということになっていましたが、児童福祉法の改正で対象児童が6年生まで拡大されるということになると、施設のキャパシティ不足があるなら、施設を増やしたり、少し広くしたりするなどの施策が必要となります。条例に関しては、それに伴う予算の問題もあります。

それから、定員についてはおおむね40人以下ということになっていますが、隈府小児童育成クラブについては、3年生までの児童で70人くらいいると思います。近くのクラブや余裕教室を活用するなども検討していく必要があります。

児童一人当たり1,65㎡の面積につきましても、国はトイレや台所等の面積は含まないとなっていますので、今までと少し違う可能性もあるかと思います。これについても施設の整備は付随してきますので、学童保育の条例に関してはこれを決めることで財政的な市の支出が増えることになると思います。

それと、学童保育の支援員の配置については、2人以上ということしか記載がありません。また、熊本県では放課後児童クラブのガイドラインを作成しており、支援員の資格については、教員免許を持つ者が望ましいとか、30人までの学童保育では2人以上の指導員配置が望ましい、40人までの学童保育は3人以上の指導員配置が望ましいとあります。小学生の子ども40人を2人でみるというのは無理があるので、菊池市においては、例えば30人超えたら3人など、国の基準を上回る基準を設定することができればと考えます。

会長

この会議の中で指摘されたことを検討して、上程するという形になるのですか。

事務局

そうです。

事務局

現在、熊本県が出しているガイドラインが望ましい表現かもしれませんが、現場としては実態に沿った基準であるとお考えでしょうか。

吉田委員

子どもの安全を守るという視点では、緊急事態の時に2人では対応しづらいと感じます。現在、利益を求める事業所はないと思いますが、補助金も非常に少ない額ですので、無理するクラブでは40人、50人を2人でみるということになっていますので、可能であれば、人数に関する基準を入れていただきたいと思います。

事務局

補助金の額というのは開所日数や預かる人数などで決まっていますので、支援員が増えれば、それだけクラブの負担になりますので、調整が必要かと思います。6年生まで対応するという点については、あくまで自治体として基準をつくるということです。クラブ側が6年生まで対応しなくてはならないと義務付けるものではありません。基準を厳しくして人員要件を増やしたために人件費がかかり、クラブの運営が厳しくなれば、利用料金も上がるという可能性もありますので、運営者と打合せしながら改正案について考えていきたいと思います。

事務局

職員の配置について、この条例の中に菊池市は国より厳しくするという内容を入れ　ることは可能ですが、条例は国が示す基準のままにして、条例の最後に内規として、この条例に書いてあること以外により細かい内容は要綱や規則に定めるとする方法もあります。

条例よりも現場の人たちの意見を取り入れやすいかと思いますので、要綱としてクラブ側と協議したうえで決めていきたいと思いますがどうでしょうか。

吉田委員

県が補助金を出すにあたり、例えば補助金の上限が300万だとします。その場合、保育料収入が200万しかなければ、県は学童保育の補助金を総額で200万としています。この方針を撤廃しない限り、人数要件を設定したら、市の支出がかなり増えてしまうことになるので、柔軟な対応は必要だと思います。

事務局

市も県のガイドラインに沿った対応をしていますが、それについても考えていく必要があると感じています。

会長

次回の会議が8月の予定ですが、そこまで協議して決めるという形でいいのですか。

みらい研究所

捕捉させていただきます。この条例案については9月の議会で上程する必要があります。そのためには8月中には素案という形にして準備しなければなりません。次の委員会後に上程するためには時間のないタイミングになってきているのかなと思います。

事務局

9月議会ということで考えていますが、菊陽町や合志市の対応についても情報交換を行っており、上程の時期についても協議しております。

会長

事務局の提案としては、条例ではなく、要綱や規則で補完するということでしたよね。

横田委員

できたら9月に上程したいというお話ですが、来年3月議会でもいいのでしょうか。

国もまだはっきりしていない部分があるので、本来条例というのは当初の議会にかけるのが通常です。どうしても9月の議会であげたいということであれば、検討できた3つにして、放課後児童クラブに関する部分は十分な協議をしたうえで上程するという形はとれないのでしょうか。

吉田委員

条例制定について、パブリックコメントの予定はありますか。

みらい研究所

パブリックコメントをとられている自治体も当然あります。ただ、熊本県内において今回の条例に関して行っている自治体は私の方で把握していません。

吉田委員

9月議会ではなく12月議会でもいいのではないでしょうか。国の子ども・子育て会議に関する情報は、小出しの割に情報量がかなり多いですよね。菊池市としては、慎重を期すためにも、もうちょっと時間をおくほうがいいのではありませんか。

事務局

事務局としてこだわったのは、県が県内全ての自治体に9月議会にかけるよう指導があったためです。国が示す基準をそのまま採用するという前提で、9月議会で上程してくれないかと打診されました。菊池市だけ遅れるわけにはいかないと取り組んできたところですので、12月議会にした場合、大変なことが起こるということではありません。

会長

11月には幼稚園も保育所も園児の募集が始まりますよね。しかもこの支援制度は、27年4月施行ですが、どのような影響があるのでしょうか。

事務局

今日示しているのは4つの条例ですが、こちらは国の案として決定したものとなります。これとは別に、保育料等に関する条例も作らなければならないのですが、こちらについては国がまだ案の状態で、決定されたものではありません。このため、12月、もしくは来年の3月議会のほうで料金表はお示ししようと思っています。来年度の園児の募集については秋には決まることになりますが、保護者からの申し込みに対して、国は料金表については案のまま進めることを許容しています。

ただ、今回の条例については、可能なら9月の議会でということになっているため、中身をあまり大きく変えないということなら、国の案のまま9月議会に上程したいというのが事務局の意向です。

会長

タイミングのこともありますが、非常に重要な指摘だったと思います。このまま急ぐことで、もしかすると利用者の不利益になるということはないのでしょうか。

事務局

放課後児童クラブについては本当に9月議会に上程する必要があるのか確認させていただきたいと思います。

横田委員

先ほど話があったように、条例案は9月に通して、要綱をあとで定めるということを申し合わせしといたらいかがでしょうか。

会長

　　それが一番スムーズだと思いますがいかがでしょうか。

事務局

次回までに放課後児童クラブの要綱案を作成させていただきたいと思います。

本日説明いたしました条例案については、この内容で9月議会に上程させていただくということで、承認をいただけないでしょうか。

会長

それでよろしいですか。

一同賛成

会長

9月議会に上程するということでお願いいたします。委員の意見については議事録にあげていただいて、事務局で精査していただくという形でお願いいたします。

次の説明をお願いします。

事務局

　　「菊池市子ども・子育て支援計画」についての説明

会長

　　ご質問などございませんか。

吉田委員

　　合志は12月議会で上程と聞きましたが。

事務局

昨日、菊陽町、合志市、大津町の菊池郡市の職員と私と係長で、菊陽町役場で会議を行いましたが、そこでは9月と伺っています。内容についても、国の基準通りということでした。

会長

ありがとうございました。本日の議題についてはすべて協議が終わりました。スケジュールについては何かありますか。

吉田委員

基本指針の区域の設定については、本来きちんとすべき議題だと思います。懸念としては、来年度、戸崎小学校学童クラブは廃止になると聞きました。市全域で13クラブ設置したとしても、学童保育の場合は、学校が終わってから3、4キロ歩いて移動するわけにはいかないと思います。例えばタクシーやバス等を利用しやすい施策があれば可能と思いますが、学童については例外として、校区単位で設置するというようにできないのでしょうか。市全体を区域とするのであれば戸崎小学校区内に学童はなくても、市の他の施策で補完できるようにしていただきたいと思います。

もう一つ、スケジュールについては3回というのは少ないので、是非増やしていきたいと思います。よろしくお願いします。

会長

　　2つご提案がありましたが、いかがでしょうか。

事務局

戸崎小学校の件は、ご意見の内容も含め、調整を行っております。

事務局

いろいろ調べている段階で、今から対応していく予定です。

事務局

子ども子育て会議につきましては、3回というのが精一杯で、増やすことは難しいかと思います。

会長

では、戸崎小学校の件については、また改めてお願いします。

事務局

学童、子育て支援センター、病児・病後児保育等の子ども子育て支援事業に関しては、会議の中で別項目として設けるつもりでいます。

事務局

放課後児童クラブ等に関する条例の制定については、確認しておきたいと思います。

会長

他に何かございませんか

吉田委員

次回の会議はいつ頃に開催予定ですか。

事務局

盆過ぎくらいで、会長、副会長のご都合を聞いて、そのあと連絡させていただくという形でよろしいですか。

会長

事務局の方ですり合わせていただき、皆さんにお知らせください。他にありませんか。

内田委員

ここでいうべきことではないと思うのですが、資料「なるほどBOOK」の表紙の文言で「みんなが、子育てしやすい国へ。すくすくジャパン」とありますが、とても分かりやすいかと思うのですが、「国」という表現を、「社会」と変更できないのかと思っています。

会長

ありがとうございます。他にありませんか？　なければ協議案件の全てが終わりましたので、議長の方降ろさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

閉会